

【資料 2】

業務委託仕様書

1 業務委託の名称

関係人口受入体制強化支援事業業務委託

2 業務の目的

これまで県が築いてきた関係人口創出の土壌を基盤に、関係性の深化と多様化を図るため、市町村や地域団体に対する受入体制の整備・育成を支援する。また、関係人口ウェブサイト「あきコネ」（以下、「あきコネ」という。）やSNSによる戦略的な情報発信を行い、本県に関心を持つ多様な人材と地域とのマッチングを促進し、関係人口の質の向上と量の拡大を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務の内容

業務内容は、次の（１）～（４）のとおりとする。

（１）関係人口プロジェクト会議等の開催

受託者は、市町村及び地域団体の関係人口を受け入れる体制整備のため、プロジェクト会議として、セミナー及びワークショップを一体的に企画・運営し、地域団体に対する包括的なフォローアップを行う。

① セミナーの開催

受託者は、市町村担当者や地域団体等を対象に、関係人口受入に関するノウハウの共有や機運醸成を図るためのセミナー（有識者や実践者等による講演など）を企画・運営すること。

② ワークショップの開催

受託者は、県と協議して決定した地域団体を対象にワークショップを開催し、地域と関係人口が関わる新たなプログラムの造成に向けたアイデア出しや企画の具体化を支援すること。また、実施状況を把握しながら、必要に応じて地域団体をフォローすること。

③ アンケートの実施

参加者に対するアンケートを作成し、集計・分析することとし、その内容はあらかじめ県と協議の上で決定すること。

④ 「あきコネ」による情報発信

プロジェクト会議への参加者募集及び会議実施後の状況報告などを記事作成、発信すること。

⑤ 留意事項

ア 今回想定するプログラムは、地域住民と関係人口が共に活動するもので、地域活性化等につながる仲間づくりのきっかけとするものであり、「地域と関係人口の相互理解（SNSの活用を含む）」から「地域と関係人口が連携した地域活動」まで幅広く想定している。

イ プロジェクト会議の開催に当たっての参集範囲を協議のうえ、県と協力して実施すること。

ウ プロジェクト会議の実施は、原則として対面方式による1回を予定している。なお、実施方法については県と協議の上、決定すること。

(2) 「あきコネ」のPR及び情報発信

受託者は、関係人口による地域活性化の認知度向上と都市圏に向けた情報発信の強化を図るため、課題を抱えている地域行事、地域活動、農林漁業活動をはじめとした、地域に根ざした魅力的なコンテンツ（以下、「あきたの物語」という。）を県の指示のもと発信し、その活動を周知すること。

① 活動紹介・インタビュー動画の作成

受託者は、地域と関係人口との関係構築を促進するため、県と協議して決定した対象において、地域団体主催のイベントやその参加者等に対して取材し、関係人口となることの魅力の発信やあきコネ利活用の普及となる動画を作成すること。動画作成においては、県内各地域のバランスを考慮した上で取材先となる地域団体を選定し、6本以上の動画を作成すること。

② SNS広告による関係人口の募集

あらかじめ県が指定した各種SNSの投稿を、県が指定した条件でSNS広告を実施し、関係人口の集客に努めること。

③ 県の「あきたの物語」への助言・協力

受託者は、県がこの業務委託と並行して独自に行う「あきたの物語」について、イベント情報等の提案や地域団体に対する「あきコネ」の利活用に関する呼びかけなどを協力すること。

④ 留意事項

作成した動画等のコンテンツは、「あきコネ」や各種SNSに県が公開する。

(3) 共通業務等

① SNS広告等かかる予算について

(1) 本業務における(2)②等の広告予算については、最大で合計200,000円(税込)とし、最も効果的な媒体や配信手法を提案、実施すること。

② 実施内容等の協議

4(2)の日時、場所、関係人口募集の方法、実施内容等については、受入団体と十分に調整し、開催の都度、県と協議の上で決定すること。

(4) 成果品

① この事業の成果品として、事業報告書1部及び関係データを提出すること。

② 事業報告書には、(1)～(3)の実施状況やアンケート結果等のほか、実施後明らかになった課題を記載すること。

③ 事業報告書の関係データはクラウド等を通じて提出すること。

5 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

① 受託者は、この業務の全てを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

② 受託者は、この業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、体系図及び工程表を事前に書面で提出し、県の承認を得ること。

③ 受託者は、再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

(2) 業務の履行に関する措置

① 県は、業務（再委託した場合を含む。（以下同じ））の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

② 受託者は、要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出するものとする。

(3) 権利の帰属等

成果品の著作権は、県に帰属するものとし、県は自由に二次使用（印刷物の制作、WEBサイトへの掲載等）できるものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、この業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、この業務を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

(6) この仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、定めるものとする。